平成１８年（フ）第１８９号
宮城県柴田郡柴田町槻木上町３丁目13番10号
破産者　株式会社平幸商店
1　決定年月日　平成21年10月21日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
仙台地方裁判所大河原支部

平成２１年（フ）第１４２号
東京都東村山市萩山町１丁目27番地48、破産手続開始決定時の住所東京都小平市仲町221番地の３ハイホーム小平105
破産者　市來　弥生
1　決定年月日　平成21年10月21日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２１年（フ）第１９２号
京都市左京区一乗寺東浦町43番地の27
破産者　有限会社シミズ
1　決定年月日　平成21年10月21日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２０年（フ）第１３４号
山口県萩市大字吉田町51番地
破産者　中村石油株式会社
1　決定年月日　平成21年10月20日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算についての異議申述期間が経過した。
山口地方裁判所民事部破産係

平成１９年（フ）第４２８号
熊本市鹿帰瀬町360番地11
破産者　株式会社真英
1　決定年月日　平成21年10月20日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算についての異議申述期間が経過した。
熊本地方裁判所民事第１部

破産手続終結及び免責許可決定

平成１８年（フ）第１６６号
山形県酒田市浜中乙121番地
破産者　佐藤眞百合
1　決定年月日　平成21年10月19日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
山形地方裁判所酒田支部

平成２０年（フ）第１５８７号
埼玉県上尾市浅間台１丁目21番地７
破産者　秋葉　信也
1　決定年月日　平成21年10月19日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成１９年（フ）第９４０４号
大阪市都島区友渕町１丁目５番12―509号、開始決定時の住所大阪市都島区友渕町３丁目10番５―607号
破産者　田村　敏雄
1　決定年月日　平成21年10月19日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２０年（フ）第６０３０号
大阪市都島区都島北通２丁目10番27号　都島コーポラス
破産者　レディースショップヴィーナスこと
西田　武夫
1　決定年月日　平成21年10月19日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第４号
福岡県久留米市北野町高良1807番地22
破産者　清松　　允
1　決定年月日　平成21年10月19日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所久留米支部

平成２０年（フ）第６５号
長崎県南島原市布津町丙1706番地６
破産者　宮﨑　帝明
1　決定年月日　平成21年10月19日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所島原支部破産係

平成２１年（フ）第４２７号
神奈川県藤沢市村岡東１丁目８番地の２　ソレイユ湘南Ｄ―301
破産者　北畠　孝男
1　決定年月日　平成21年10月20日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第９３４号
横浜市港北区大倉山３丁目２番18―405号
破産者　中澤まさみ
1　決定年月日　平成21年10月20日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第４５号
兵庫県明石市二見町西二見駅前２丁目65―104号
破産者　吉川　　聡
1　決定年月日　平成21年10月20日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２１年（フ）第３５号
群馬県前橋市六供町1196番地１ファーストタウン505号、破産手続開始決定時の住所群馬県勢多郡富士見村大字赤城山1203番地33
破産者　平林　賢二
1　決定年月日　平成21年10月13日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所

平成２０年（フ）第５５号
山形県鶴岡市稲生２丁目17番15号
破産者　忠鉢　悌藏
1　決定年月日　平成21年10月19日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
山形地方裁判所鶴岡支部

平成２０年（フ）第３９１号
奈良県大和高田市大字築山313番地の15
破産者　進藤　裕宏
1　決定年月日　平成21年10月19日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２０年（フ）第４８２号
奈良県橿原市葛本町189番地の16
破産者　小田　浩志
1　決定年月日　平成21年10月19日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所葛城支部破産係